

令和8年度 栗原市

# 高齢者スマートフォン購入費補助金

栗原市では、市内にお住まいの高齢者の方がスマートフォンを利用し、いつでも、どこでも、お手元で防災情報を確認してもらえるよう、スマートフォン購入に掛かった費用に対して補助金を交付します。

## 交付対象者

次の要件の全てを満たす方

- 昭和32年3月31日以前に生まれた方のみでお住まいの世帯
- スマートフォン未所持の世帯
- 市が指定する販売店で令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、自ら使用する目的でスマートフォンを初めて購入した方であって、\*モバイルデータ通信契約を行った方（ガラケーからスマートフォンへの機種変更契約を含みます。）
- 市税の滞納がない世帯の方
- 市防災行政無線戸別受信機の貸与を受けていない方
- 購入後に栗原市安全安心メール又は市公式LINEを登録した方

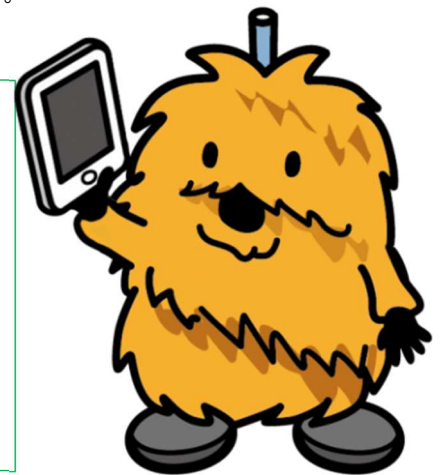
\*モバイルデータ通信とは・・・携帯電話会社が提供するインターネット通信のことです。

## 補助金額

補助対象経費に含むもの（本体購入費用・充電器購入費用・事務等手数料）の合計金額に対して

### 最大2万円を補助します。

- ※世帯に対して、スマートフォン1台分の購入費用に限ります。
- ※充電器は、本体購入の販売店において、同日に購入したものに限りです。
- ※ポイント等の値引きを利用した場合は、利用後の額となります。
- ※補助対象経費の合計金額100円未満は切り捨てとなります。



## 申請期間

### 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◆栗原市が指定するスマートフォン販売店で契約されたものに限ります。次の販売店に補助金の申請書を置いてあります。

販売店	所在地	連絡先
ケーズデンキ築館店	栗原市築館藤木1-48	0228-21-0170
ドコモショップ栗原店	栗原市築館字留場桜5-5	0228-23-0068
ソフトバンク築館	栗原市築館宮野中央1丁目4-8	0228-21-2775
auショップ築館	栗原市築館宮野中央1丁目15-1	0228-21-4066

申請方法は裏面参照願います。

# 高齢者スマートフォン購入費補助金の申請と交付の流れ

1

市指定のお店でスマートフォンを購入して下さい。  
スマートフォンを購入したお店で「市安全安心メール」または「市公式LINE」をスマートフォンに登録してもらいましょう。

■QRコード

防災行政無線の放送内容が電子メールで受け取れます。

【栗原市安全安心メール】



【栗原市LINE】



2

スマートフォンを購入した、市指定のお店で申請書に証明印を押してもらいましょう。  
※補助金申請書は販売店にあります。

【補助金額の算定例】

ア:本体や充電器等の購入経費の合計金額が2万円を超える場合

ア: (スマホ代) (充電器や手数料) (合計)

30,000円 + 5,000円 = 35,000円

≪補助額≫ 20,000円

イ:ガラケーを利用していた方で、値引きに使える携帯会社のポイントを利用した場合

イ: (スマホ代) (充電器や手数料) (ポイント等) (合計)

30,000円 + 5,000円 - 20,000円 = 15,000円

≪補助額≫ 15,000円

3

最寄りの総合支所市民サービス課で必要書類を添えて補助金を申請しましょう。

【必要書類】

- (1) 様式第1号(栗原市スマートフォン購入費補助金交付申請書兼請求書)
- (2) 申請者の本人確認書類
- (3) 振込先の口座が分かる書類
- (4) 納税状況や世帯状況が確認できる書類

≪注意≫

※上記(2)(3)はコピーさせていただきます。

※上記(3)、申請者本人以外の名義口座へ振り込みを希望する場合は、別途委任状が必要となります。

※上記(4)、市が公簿等で確認することに同意される場合は、省略できます。

4

審査後、補助金の交付(不交付)通知を送付します。  
交付決定となった方には、後日口座に補助金を振込いたします。

(問い合わせ) 栗原市総務部危機対策課 0228-22-1149

令和8年4月1日発行